

リスト規制該非判定結果報告書

製品種類	テクトロニクス製 アナライザ		
製品型番	FCA3000, MCA3027, SA2500		
ECCN	3A992 参照: http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、License Required に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
原産国	個体記述のシリアル番号と http://jp.tek.com/Corporate-export-control-p-sheet 記載の判定表を照合下さい		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法(以下「法」) 制定:昭和24.12.1 法律第228号 最終改正:平成26.6.13 法律第69号 (施行:平成28.4.1)		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号 前々改正:平成28.7.29 政令第266号 (施行:平成28.7.29) ----- 最終改正:平成28.11.7 政令第346号 (施行:平成29.1.7)		別表第一 1～15 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし) ----- 別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号 最終改正:平成27.7.31 政令第284号 (施行:平成27.10.1)		別表 1～15 (該当なし)	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号 前々改正:平成27.8.11 経済産業省令第60号 施行:平成27.10.1 ----- 最終改正:平成28.11.18 経済産業省令第107号 施行:平成29.1.7		第6条第12号「スペクトラムアナライザーであって、…」 ----- 第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第12号「スペクトラムアナライザーであって、…」	

判定結果

法第48条第1項が規定するところの「特定の種類の貨物」	☐ 該当する ☒ 該当しない
法第25条第1項が規定するところの「特定技術」	☐ 該当する ☒ 該当しない

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価であって、上記製品の輸出に際して経済産業大臣の許可が不要であることを意味しません。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。
参照: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

作成年月日: 平成28年12月14日
会社名: 株式会社TFF
判定担当者: 中島 毅 俊
電話: 03 (6714) 3237
メール: law.jp@tektrobox.com

